

ID: 1022

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	駐車施設の附置の緩和認定		
例 規 名 根 拠 条 項	東京都駐車場条例第 17 条 1 項		
例 規 番 号			
【基準】 東京都駐車場条例第17条 1 項の規定による			
標準処理期間	25日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日